

「遠賀町ふれあいの里」指定管理者選定までのながれ

1. 選定審査会

○第1回 令和元年6月26日(水) 13時～14時20分

- ・指定管理者制度の概要説明
- ・ふれあいの里の施設概要説明
- ・スケジュールの提示
- ・募集要綱案、審査基準案の検討

○第2回 令和元年8月5日(月) 10時～11時15分

- ・スケジュール、募集要綱案の検討
- ・審査基準案の検討
- ・プレゼンテーション、選定方法、公表基準の検討

○第3回 令和元年10月23日(水) 9時～12時15分

- ・第1次審査結果の報告
- ・第2次審査(提案書審査)
経営状況報告、指定管理料年間概算額報告
- ・指定管理者候補者選定方法の確認
- ・申込者プレゼンテーション
- ・審査集計、指定管理者候補者決定

2. 募集経過等

- 募集要綱公開 令和元年8月9日(金)～9月20日(金)
- 施設見学期間 令和元年8月23日(金)～8月30日(金)
- 質疑受付期間 令和元年8月23日(金)～8月30日(金)
- 質疑回答期限 令和元年9月5日(木)
- 申込書類受付期間 令和元年9月9日(月)～9月20日(金)

3. 応募団体

- 3団体 株式会社トキワビル商会
社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会
株式会社福祉人

4. 選定結果

※公募型プロポーザル方式により選定

第1次審査においては、事務局による資格審査において申込資格を有することが認められ、第1次審査通過としました。また、経営状況について

優良であることが認められました。

第2次審査においては、応募団体による申込書類に対するプレゼンテーションを行うとともに、審査会委員による質疑応答及び審査基準に基づく採点を行いました。

この結果、株式会社トキワビル商会在 620 点、社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会在 513 点、株式会社福祉人在 422 点となり、株式会社トキワビル商会在、遠賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の選定基準を満たしており、指定管理者候補者として適任であると判断し、候補者に選定しました。